

学生の修学、進路選択及び心身の健康等
に係る支援

1 生活支援

- (1) 生活支援については、各クラス担当のクラスアドバイザー、学生委員会、教学課及び就職課が連携を図り、協力して学生支援にあたっている。

特に新入生に対しては、入学当初にクラスアドバイザーの紹介及び個人面談を実施し、スムーズに短大生活に移行できるように工夫している。また、各学年とも前期・後期の講義始めにオリエンテーションを実施するとともに、本年度より初年次教育の時間を設定し、年間を通じて学生生活状況等の把握に努め適切なアドバイスにより学生の生活支援を行う。

- (2) 毎年、5月に学友会主催の「新入生歓迎遠足」を実施しており、上級生や教職員との交流を通じて、入学直後の不安を軽減するとともに学生生活に対する意欲向上につなげている。

2 学修支援

- (1) 本学の入学試験に合格し、所定の手続きを終え、入学する意思を示した学生について入学前教育講座を実施している。入学前教育講座では「ピアノの個人レッスン」と附属幼稚園での「園児とのふれあい体験」を行っており、入学前の不安の軽減と本学で学ぶ動機づけを行っている。

(令和4年3月は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止し、入学後に「ピアノの個人レッスン」の規模を縮小し実施した。)

- (2) 各学年の前期・後期が始まる前に「前期（後期）オリエンテーション」を実施している。オリエンテーションでは各学年、各期に応じた資格・免許に必要な科目履修について詳細に説明し、学習目標をしっかりと理解させたうえで各期の講義をスタートさせている。
- (3) 入学後の講義についても少人数のグループで行う講義が開講されており、学生と教員の信頼関係を築く工夫がなされている。特に、専門科目の一つであるピアノでは、学生の習熟度に応じてクラスを編成するとともに、個別指導を通して学生の進捗状況に応じた教育を実践している。
- (4) 平成28（2016）年からは出席状況等を管理する学籍管理システム（キャンパスプラン）の運用を始め、学修支援に活用している。

3 通学支援

公共交通サービス網が脆弱な地方の特性を考慮し、鹿児島県内及び宮崎県の一部のエリア（7方面）にスクールバスを運行し、多くの学生が自宅から通学できるように便宜を図っている。（図2-7-1）

令和4年5月現在、各方面別の乗車数は表2-7-1のとおりである。在学生の50%が利用し、学生にとって重要な移動手段となっている。

表2-7-1 通学バス利用者数（人）

（令和5年5月現在）

	鹿児島	串木野	出水	志布志	三股	鹿屋	大口	合計	学生数
1年生	3	12	1	4	6	8	2	36	67
2年生	3	6	0	0	4	8	0	21	66
合計	6	18	1	4	10	16	2	57	133

（上記は短大生のみ的人数です。）

図2-7-1 運行図



4 学生相談

学生の相談に関する窓口として、教学課や就職・厚生課、保健室があるとともに、クラスアドバイザーが適宜、学生への個別面談を実施するなど柔軟に対応している。

また、教学課ではキャンパスプラン等で学生の欠席状況を把握し、欠席が続いている学生を早期に発見できるようにしている。欠席の多い学生についてはクラスアドバイザー等の教員と連携し、個別面談を実施するなどの対応を取っている。

セクシャルハラスメントへの対応については、掲示板に相談窓口等の案内を掲示し、学生への周知を図っている。また相談員（教員1名、事務職員1名）を配置して、相談が寄せられた場合には対応を協議することとなっている。

また、外部からのカウンセラーを配置しハラスメントを含む学生からの相談の窓口として活用している。

5 健康管理

- (1) 学校保健法及び都築教育学園保健管理規程第5条・第6条に基づき全学生に対する定期健康診断を毎年4月に計画・実施し、その診断結果について通知するとともに、所見のある学生には専門医の受診等を指導している。
- (2) 本学では保育士・幼稚園教諭の養成を行っていることから学生が学外に実習（1年次2回、2年次3回）に出る機会が多い。感染症予防の観点から、入学時に本学指定の感染症（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎）について抗体検査を実施し、抗体のない者については抗体を接種するよう義務付けている。また、冬季の実習に際してはインフルエンザワクチンの接種を義務付け、実習に参加させている。
- (3) キャリア講座の一環として危険ドラッグについての講話を実施し、薬物乱用の予防対策を講じている。

6 保健衛生

- (1) 学生の保健衛生に係る施設として「保健室」を整備している。保健室の使用目的は、軽度の負傷や疾病等に対応するほか、医療機関に搬送するための一時的待機所として使用している。対応にあたっては看護師・保健師資格を有する教員が主となり対応している。
- (2) 感染症の流行期には地域の感染症発生状況を把握、伝達するとともに、

消毒薬の設置、マスクの配布などの感染症予防対策を講じている。

- (3) 新型コロナウイルス感染症対策は、消毒薬の設置、マスクの準備および朝・昼・夕に、講義室、トイレ、スイッチなどの消毒を行っている。

7 経済的支援

- (1) 本学における経済的支援の中心は奨学金制度の活用となっている。奨学金としては「日本学生支援機構の給付及び貸与」、鹿児島県及び宮崎県が行っている「保育士修学資金の貸付事業」がある。また、一般社団法人生命保険協会の「保育士養成給付型奨学金制度」の指定校となっており毎年1名の学生に給付されている。
- (2) 県外・離島出身者またはスクールバス運行地域外居住者に対して、入学時から授業料を減免するとともに、2年次に進級する際、1年次の成績を基に学業成績優秀者を選定し、当該学生については2年次の授業料を減免するなど、独自の制度を設けており、経済的支援の一助となっている。
- (3) 奨学金に関する諸業務は教学課が担当している。新入学生に対しては、入学後すぐに奨学金に関する説明会を開催し、詳細について説明している。また、新入生、在学生ともに教学課にて手続き等の相談を受けつけ、対応している。
- (4) 学生が教育研究中や保育・教育実習中に事故等にあった場合に備え、全学生を対象にした保険（日本国際教育支援協会「学生教育研究災害傷害保険」、全国保育士養成協議会「実習総合補償制度」）へ加入している。
- (5) 学費納入に関して分納制（年2回）をとっている。また、期日までに学費が納められない場合等については、保護者からの届出により延納を認めている。
- (6) アルバイトの斡旋については、就職課が窓口となり、求人内容を精査した上で学生に情報を提供している。

8 課外活動

- (1) 本学には現在、4つのサークル及び学友会がある。各団体が活動で使用するための場所（リズム室、音楽室、講義室、体育館等）を用意するほか、活動費の補助を実施している。また、各団体には顧問や監督、部長等が教員の中から就任しており、活動のサポートを行っている。

- (2) 大会参加等への移動には教職員がマイクロバス等で送迎支援を実施し、学生の交通費等の負担軽減を支援している。
- (3) 平成28年8月に霧島市と都築教育学園が連携協定を結び、本学学生が霧島市の行事等に参加する際には、教職員がサポートしている。

9 学生表彰

- (1) 学生表彰については、学則第52条の規定に基づき、「学生として他の模範となる行為」について表彰を行っている。(学業成績優秀賞など) 表彰選考は教授会の意見を聴いて学長が決定している。

10 福利厚生施設

- (1) 第一工科大学内にある厚生会館1階に学生食堂を設けている。利用時間は午前8時30分から午後6時となっている。学生は昼食を摂るほか、友人との談話や課題に取り組むなど自由な時間を過ごしている。
- (2) 遠方出身者(特に離島出身者)のために学校近くに指定学生寮を設けている。特に女性寮は外部委託となっており、防犯上の観点から管理人を常駐させ安全面に配慮している。また、食事は朝夕の2食を提供している。

11 社会人、編入、転入学生等への支援

- (1) 社会人入学について、本学学則等には特に規定をしていないが、社会人の入学を制限するものではなく、学則第27条の入学資格を満たしていれば出願できることとしている。
- (2) 転入学については、学則第31条に基づき、選考の上、教授会の意見を聴き、学長が入学を許可することとしている。なお、転入学後の履修等については、入学前に履修した科目及び単位について学則第18条、第19条の規定により認定後、在学期間を決定している。これらについては教務実習委員会で審議され、教授会で学長が決定し、教学連絡会において情報を共有している。

12 キャリアガイダンス

就職支援体制として、1年次の前期オリエンテーション時から就職ガイダンスを計画し、行っている。また2年次に通年科目である「キャリア講座」を設け、年間を通して個々の学生の就職への意識を高め、能力及び適

正を把握するとともに、就職活動を円滑にすすめられるように支援している。また学内の支援体制として、就職委員会規程を定め、就職課及び2年生のクラスアドバイザーが緊密に連携して学生の就職支援を実施している。

就職担当者による卒業生の就職先訪問も毎年実施しており、卒業生の就労状況の確認および就職先からの要望の把握などに役立てている。教育課程内においては、本学は文部科学省より教員養成課程、厚生労働省より指定保育士養成施設の認定を受けており、所定の科目を履修することによって、卒業と同時に「幼稚園教諭二種免許」と「保育士資格」を取得することが可能である。開学以来、ほとんどの卒業生がこれら2つの資格を取得し、取得した免許及び資格を活かした就職の実現がなされている。

教育課程外においては、子どもを取り巻く社会の変容や保育現場からのニーズに応じて、平成20年度より、日本赤十字社の認定する「幼児安全法支援員」の資格取得、平成26年度より公益財団法人日本幼少年体育協会が主催する「幼児体育指導者検定」、令和3年度より認定 NPO 法人芸術と遊び創造協会の主催する「おもちゃインストラクター」の検定を受検している。また本年度から（令和4年度）「レクレーションインストラクター」資格取得のための講習会を行うこととしている。各講習の受講者及び合格者実績は、表2-5-1、表2-5-2、表2-5-3、表2-5-4のとおり。

表2-5-1 幼児安全法支援員養成講習 受講者・合格者実績

令和4年度 9月12日、9月19日開催

受講者数	7名
検定試験合格者数	7名

表2-5-2 幼児体育指導者講習 受講者・合格者実績

令和4年度 7月23日・24日、10月15日・16日開催

受講者数	20名
2級検定合格者数	14名
1級検定合格者	6名

表2-5-3 おもちゃインストラクター指導者講習 受講者・合格実績

令和4年度

受講者数	23名
2級検定合格者数	23名

表2-5-4 レクリエーションインストラクター養成課程

受講者数	16名
資格取得者数	16名